

## 提案基準 1

### 市街化調整区域内に存する事業所のための従業員宿舎

市街化調整区域内に存する事業所の従業員のための従業員宿舎を市街化調整区域に建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

#### 基準の内容

- 1 当該事業所は、市街化調整区域に関する都市計画の決定の日以前から存するもの、法第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当するもの又は法第 34 条各号の規定により許可を受けたものであること。ただし、平成 19 年 11 月 30 日前まで施行されていた都市計画法第 34 条第 10 号イの規定により許可を受けた事業所は除くものとする。
- 2 当該従業員宿舎の土地は、当該事業所の敷地から概ね 2 キロメートル以内であること。
- 3 当該事業所の事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案し、当該従業員宿舎が必要であると認められ、かつ、従業員宿舎の規模が適切であると認められるものであること。
- 4 当該従業員宿舎は、当該事業所を経営する者が建築主となって従業員に利用させるためのものであること。
- 5 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。
- 6 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

#### 留意点

- 1 開発許可等の申請時に基準の内容 3 が判断できる資料を提出するものとする。
- 2 自宅を所有しているものは原則として、当該従業員宿舎に入居することはできない。  
ただし、遠距離通勤のため通勤が困難なもの等やむを得ない場合は、この限りではない。  
(別途、入居理由書を提出するものとする。)
- 3 事業附属寄宿舍規程（昭和 22 年 10 月 31 日労働省令第 7 号）の適用を受ける従業員宿舎については、これらの規程に適合していること。
- 4 事業所とは、原則として次の要件を備えているものをいう。
  - (1) 経済活動が単一の経営主体の下において、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
  - (2) サービスの生産等が人及び設備を有して継続的に行われていること。
- 5 基準の内容 6 については、「提案基準（共通）災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。